○九州地方整備局告示第百二十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月九日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　登録番号

九州地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	川崎　太一
変更後	鐘ヶ江郁雄

(2)　変更年月日

平成二十六年五月一日

国会事項

衆議院

質問書提出

五月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

二〇一四年四月二十五日に発表された日米共同声明に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

環太平洋経済連携協定で日米両政府が実質的に合意したとする読売新聞報道に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

日中間の戦後補償訴訟に関連した中国政府による強制執行に対する我が国の民間企業の対応に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

参議院

議案付託

五月七日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

会社法の一部を改正する法律案（第百八十五回国会閣法第二二号）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百八十五回国会閣法第二三号）

法務委員会に付託

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

国土交通委員会に付託

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

環境委員会に付託

質問主意書提出

五月七日議員から次の質問主意書が提出された。

墓参訪朝に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第九三号）

質問主意書転送

五月七日次の質問主意書を内閣に転送した。

北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する質問主意書（有田芳生提出）（第八四号）

防衛装備移転三原則に関する質問主意書（藤末健三提出）（第八五号）

国立国会図書館のパブリック・ドメイン資料の積極的な活用に関する再質問主意書（藤末健三提出）（第八六号）

川内原子力発電所の火山影響評価に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第八七号）

集団的自衛権並びに安保法制懇に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第八八号）

原子力発電所の耐震安全性に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第八九号）

原子力発電所の安全審査に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第九〇号）

犬猫殺処分に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第九一号）

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第九二号）

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

防衛大臣小野寺五典帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（四月三十日）

国務大臣　稲田　朋美

内閣府特命担当大臣三好雅子（森まさこ）帰朝につき内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当、少子化対策担当及び男女共同参画担当）事務代理を免ずる（五月二日）

○厚生労働大臣臨時代理

国務大臣　新藤　義孝

厚生労働大臣田村憲久海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○経済産業大臣臨時代理

同　石原　伸晃

経済産業大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　石原　伸晃

内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を命ずる

同　新藤　義孝

内閣府特命担当大臣稲田朋美海外出張不在中内閣府特命担当大臣（規制改革担当）事務代理を命ずる

同　古賀　寛

簡易裁判所判事に任命する（以上五月三日）

○農林水産大臣臨時代理

国務大臣　太田　昭宏

農林水産大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　古屋　圭司

復興大臣根本匠海外出張不在中復興大臣事務代理を命ずる

同　甘利　明

内閣府特命担当大臣山本一太帰朝につき内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を免ずる（以上五月四日）

国務大臣　三好　雅子（森　まさこ）

内閣府特命担当大臣甘利明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる（五月五日）

○財務大臣臨時代理解職

国務大臣　谷垣　禎一

財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　谷垣　禎一

内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる

○文部科学大臣臨時代理解職

同　石原　伸晃

文部科学大臣下村博文帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○厚生労働大臣臨時代理解職

同　新藤　義孝

厚生労働大臣田村憲久帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　新藤　義孝

内閣府特命担当大臣稲田朋美帰朝につき内閣府特命担当大臣（規制改革担当）事務代理を免ずる

○防衛大臣臨時代理

同　菅　義偉

防衛大臣小野寺五典海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上五月六日）

内閣府

（文部科学省研究振興局振興企画課長）文部科学事務官　板倉　康洋

内閣府事務官（参事官（最先端研究開発支援プログラム・研究開発資金担当）（政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付）に併任する

（参事官（青少年企画担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）内閣府事務官　加藤　弘樹

参事官（子どもの貧困対策担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）に併任する

（文部科学省研究振興局振興企画課長）文部科学事務官　生川　浩史

内閣府事務官（参事官（最先端研究開発支援プログラム・研究開発資金担当）（政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付））の併任を解除する（以上一月十七日）